

福岡県公報

平成27年7月7日
第3708号

目次

告示(第626号-第631号)

- 漁業共済の加入区の一部変更 (水産振興課) …………… 1
- 漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意 (水産振興課) …………… 1
- 農用地土壌汚染対策計画の概要 (食の安全・地産地消課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) …………… 4
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 5
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) …………… 5
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (福祉総務課) …………… 5
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (福祉総務課) …………… 6

公安委員会

- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (警察本部交通企画課) …………… 6

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果 (警察本部交通企画課) …………… 6
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集の結果 (警察本部生活保安課) …………… 6
- 平成27年度行政書士試験の実施 (市町村支援課) …………… 7

雑報

告示

福岡県告示第626号

漁業共済の加入区の設定(平成27年3月福岡県告示第191号)の一部を次のように変更したので、漁業災害補償法施行令(昭和39年政令第293号)第9条第7項において準用する同令第7条第3項の規定により公示する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

表中

玄界島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧玄界島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型一般漁業及び小型 定置網漁業 総トン数10トン以上100トン未満の漁船に より営む漁業

玄界島加入区	福岡市漁業協同組合の地区のうち 旧玄界島漁業協同組合の地区	小型底びき網漁業、小型特定漁業、小型一 般漁業及び小型定置網漁業 総トン数10トン以上100トン未満の漁船に より営む漁業

改める。

福岡県告示第627号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による次の届出に係る特定第2号漁業者の同意は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により公示する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

発起人の住所及び氏名並びに区域及び区分

住 所	氏 名	区 域 (漁業共済の加入区の名称)	区 分
糸島市志摩 野北 々	西 崎 重 俊	糸島漁業協同組合の地区のうち 旧野北漁業協同組合の地区	小型船びき網漁業
	久 家 貞 幸	(野北加入区)	

福岡県告示第628号

農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第5条第1項の規定に基づき、大牟田地域（昭和三十四年第二地区）に係る農用地土壌汚染対策計画を定めたので、同条第6項の規定により、その概要を次のとおり公告する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

大牟田地域（昭和三十四年第二地区）農用地土壌汚染対策計画

- 1 農用地土壌汚染対策地域の指定（平成26年5月福岡県告示第446号）で公告した農用地土壌汚染対策地域（以下「対策地域」という。）の区域内にある農用地についての利用区分及び当該農用地の利用に関する基本方針

32.09ヘクタールの田のうち28.98ヘクタールを水田として利用する。

- 2 対策地域の区域内にある農用地に係る事業に関する事項

- (1) 事業の実施地域

事業の実施地域は、大牟田市西部の有明海沿岸を干陸した三池干拓（大牟田市昭和開）内の28.98ヘクタール

- (2) 事業の内容

ア 汚染を防止するための事業

該当なし

イ 汚染を除去するための事業

復旧方式については、区画形状を変えずに現状回復方式で行う。

対策工法については、上乗せ客土工法とする。

- (3) 事業費の概算

949,000千円（平成26年7月単価）

- (4) 事業実施者

福岡県

- 3 対策地域の区域にある農用地の汚染状況の調査測定に関する事項

- (1) 調査測定地点の所在地

大牟田市昭和開99番-1及び224番

- (2) 調査測定者

福岡県

福岡県告示第629号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	水 田 川 線 大 川	前	柳川市西蒲池1017番1先 から 柳川市西蒲池1299番6先 まで	10.8 ～ 14.4	303.6
			後	柳川市西蒲池1017番1先 から 柳川市西蒲池1299番6先 まで	10.8 ～ 35.1	303.6

福岡県告示第630号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年7月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
南筑後	水田線 大川線	柳川市西蒲池1030番1先から 柳川市西蒲池1293番1先まで

福岡県告示第631号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	186	北九州市小倉南区若園五丁目1-6 小倉南警察署内 小倉南交通安全協会 会長 辰本 誠一郎	北九州市小倉南区若園五丁目1-6 小倉南警察署内	平成27年 6月5日
旧		北九州市小倉南区若園五丁目1-6 小倉南警察署内 小倉南交通安全協会 会長 森川 満		

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告

する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成27年6月22日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 イオンモール福岡
(2) 所在地 糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地 外
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
イオン九州株式会社 代表取締役 山口 聡一 福岡市博多区博多駅南2-9-11号 ほか122社	イオン九州株式会社 代表取締役 岡澤 正章 福岡市博多区博多駅南2-9-11号 ほか129社

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名 称 ゆめモール柳川

(2) 所在地 柳川市柳川駅東部土地区画整理事業区域内37街区4画地

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

意見なし。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

意見なし。

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

当該地から排出される事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理（柳川市の許可業者への委託を含む。）等をするとともに、家庭系ごみとしての排出はしないこと。

当該地から排出される事業系一般廃棄物については、ごみの減量化、再資源化を行い、焼却する廃棄物の減量に努めること。

(4) 防災・防犯対策への協力

災害時の物資提供等に係る協定締結の検討をすること。

一時避難所としての場の提供をすること。

(5) 騒音の発生に係る事項

駐車場、各機器及び作業から発生する騒音に留意すること。

近隣住民より公害に関する苦情の申し立てがあった場合には、迅速かつ誠実に対応すること。

特定施設の設置、特定建設作業を実施する場合は、市へ届出を行い、規制基準を遵守すること。

(6) 廃棄物に係る事項等

建物内から排出される廃棄物に係る処理に関して、特に生ごみ排出時において、周辺への悪臭の飛散等を防止するため保管施設の密閉性を確保するとともに、必要に応じて防臭及び除臭対策を講じること。

(7) 街並みづくり等への配慮等

店舗新設の際、景観法及び柳川市景観条例に基づき、事業協議及び届出が必要である。

(8) その他

意見なし。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 申請のあった年月日

平成27年6月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人福岡県高齢者グループホーム協議会

(2) 代表者の氏名

大谷 るみ子

(3) 主たる事務所の所在地

大牟田市沖田町492番地 グループホームふぁみりえ内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、行政や関係団体などとの協働を図り、認知症の人や家族へのケアやサービス向上のための調査・研究及び研修、社会に向けた啓発活動などを行うことにより、グループホーム事業者全体の質の向上を目指し、同時に認知症でも安心して暮らせる地域づくりに貢献し、又火災や広域災害時における相談・援助活動・その他、地域活動など支援する事を目的とする。

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成27年6月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人嘉穂希望の郷
 - (2) 代表者の氏名
吉村 敬二
 - (3) 主たる事務所の所在地
嘉穂郡桂川町大字土居81番地1
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、本人たちに適した社会参加の場が少なく、働く能力があるにもかかわらず、就労が難しく、能力を発揮することができない人たちに対して、生活及び職業に関する訓練を行うとともに、就労の機会を確保することで、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援及び地域住民との交流に寄与することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
(第3工区) 田川郡川崎町大字川崎3946番4、3946番5、3946番10から3946番13まで、3947番4、3947番7、3948番5、3948番6、3949番7、3949番9、3949番19、3949番26、3952番12及び3958番9
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区東公園7番7号
福岡県

福岡県知事 小川 洋

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
京都郡みやこ町	平成22年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	犀川崎山の一部	平成27年6月25日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
田川郡赤村	平成22年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	大字赤の一部	平成27年6月25日

公告

「社会福祉士及び介護福祉士法及び社会福祉士及び介護福祉士法施行令に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間並びに社会福祉士及び介護福祉士法施行令に基づく「不利益処分」に係る処分基準」案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年7月7日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間
平成27年7月7日から平成27年8月6日まで

2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

公告

「社会福祉法及び社会福祉法施行令に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間並びに社会福祉法施行令に基づく「不利益処分」に係る処分基準」案について、次のとおり意見を募集します。

平成27年7月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見募集期間
平成27年7月7日から平成27年8月6日まで

2 概要、受付方法等
関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県福祉労働部福祉総務課に備え置きます。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第9号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成27年7月7日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第14条第10号中「又は原動機付自転車」の次に「（法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。）」を加える。

第22条第1号中「祭礼行事」を「、祭礼行事」に改め、同条第2号中「旗」を「、旗」に改め、同条第3号中「車両等を」を「車両等に」に改め、同条第5号中「ロケーション」を「、ロケーション」に、「音楽」を「演奏」に改め、同条第6号中「消防、避難、救護」を「、消防訓練、避難訓練、救護訓練」に改め、同条第7号中「寄附」を「、寄附」に改め、同条第9号中「ロボット」を「、ロボット」に改め、「実証実験」の次に「又は人の移動の用に供するロボットの実証実験」を加える。

附 則

この規則は、平成27年7月10日から施行する。

福岡県公安委員会告示第205号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、平成27年5月25日から同年6月23日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成27年7月7日

福岡県公安委員会

- 規則の題名
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（平成27年福岡県公安委員会規則第9号）
- 規則の公布の日
平成27年7月7日
- 意見公募手続の結果
意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則を制定することとした。
- 関連資料
関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課及び同部交通規制課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第206号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準（案）について、平成27年5月15日から同年6月15日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成27年7月7日

福岡県公安委員会

1 処分基準の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業停止命令等の基準

2 処分基準の改正の日

平成27年7月7日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり改正することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

雑 報

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定により福岡県知事から委任された平成27年度行政書士試験を次のように実施する。

平成27年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

1 試験期日

平成27年11月8日（日） 午後1時00分から午後4時00分まで

2 試験場所

福岡市東区和白東3丁目30番1号 福岡工業大学

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等（出題数 46題）

憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成27年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等（出題数 14題）

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。記述式については、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間

平成27年8月3日（月）から9月4日（金）まで

イ 受付機関及び申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センター（以下「センター」という。）

受験願書と一緒に配布する封筒（あて先は印刷済み。）により簡易書留郵便で郵送すること。9月4日の消印があるものまで受け付ける。

ウ 受験手数料

7,000円

払込み方法については、試験案内に記載された方法による。なお、払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

エ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び請求先・配布場所

① 郵送配布

○ 配布期間及び請求先

平成27年8月3日（月）から8月28日（金）まで

郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角形2号(A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ))を同封した上、封筒の表

に「願書請求」と朱書きして次のあて先まで郵便で請求すること（8月28日必着のこと。）。

〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留
一般財団法人行政書士試験研究センター

② 窓口配布

○ 配布期間

平成27年8月3日（月）から9月4日（金）まで

○ 配布場所

	配布時間	休館日
県民情報センター （福岡市博多区東公園7-7） 企画・地域振興都市町村支援課 （同上） 北九州県民情報コーナー （北九州市小倉北区内7-8） 筑豊県民情報コーナー （飯塚市新立岩8-1） 京築県民情報コーナー （行橋市中央1-2-1） 筑後県民情報コーナー （久留米市合川町1642-1）	午前8時30分から午後 5時15分まで	土曜日、日曜日及び祝日
福岡県行政書士会 （福岡市博多区東公園2-31）	午前9時00分から午後 5時00分まで	土曜日、日曜日及び祝日 並びに8月13日（木）及 び8月14日（金）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込画面への入力

センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

なお、インターネット出願システムに関する問い合わせ先は、ホームページに掲載する。

イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済又はコンビニエンスストアでの払込みとする。

② 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners

③ 利用できるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマート、サークルKサンクス、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びスリーエフ

④ 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。

⑤ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

① 平成27年8月3日（月）午前9時00分から9月1日（火）午後5時00分まで

② この出願システムは、9月1日（火）午後5時00分で終了する。午後5時00分までに入力を完了しないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなるので注意すること。

③ 最終日（9月1日）は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなること予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

5 特例措置の実施

身体の機能に障害のある者で試験中の特例措置（車椅子の使用、拡大鏡の持込、補聴器の使用など）を希望する者については、申請の手続きが必要となるので、受験申込みをする前に必ずセンターに相談すること。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表の日時

平成28年1月27日（水）午前9時00分

(2) 合格発表の方法

センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載（時間は、合格発表日の午前中）する。

7 その他

受験手続その他の問い合わせは、センター（電話 03-3263-7700）に対して行うこと

。